

《 令和9年度整備分 グループホーム公募に係るQ & A 》

区分	問	答	回答年月日
	今回建物設備の補助金交付の可能性があると聞いています。補助金の活用を検討している場合は建築業者は入札で決定する必要がありますか？ また設計と建築の業者を分けることは必要でしょうか？	入札にて決定ください。 設計業者と建築業者は分けてください。	R8.7.29
	建築整備補助金と開設準備経費の入金のタイミングはいつ頃でしょうか？	事業開始後、1か月以内に実績報告書を提出いただきます。報告書を精査し、問題ないと判断した後、交付しますので具体的な日時はお伝え出来ません。手続き等の詳細について、公募終了後、選定事業者に送付する「選定後の手引き」をご確認ください。	R8.7.29
	介護テクノロジー補助金を使ってICT化を進め、見守り機器や介護ソフト、特殊浴室の設置など開設時の設備整備を行うことは可能でしょうか？(計画上に盛り込むことは可能か)	「交付事業に関して、不正に他の補助金等（道以外の者が交付する補助金等を含む）を重複して受領した場合は、交付決定の全部または一部が取り消されることがあります。」と要綱に定められています。したがって、他の補助金で補填される経費を開設準備経費に対する補助金の経費として交付を受けることはできません。他の補助金を活用する際は、よく確認ください。交付を受けることができる補助金であれば、計画に記載いただいて構いません。	R8.7.29